

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年10月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500203 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500091 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成16年1月16日から平成15年9月22日に訂正し、平成15年9月から同年12月までの標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成15年9月22日から平成16年1月16日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年9月22日から平成16年1月16日まで

事業所の対応に不信を抱き、私の厚生年金保険の加入状況を調べたところ、平成15年9月22日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は、平成16年1月16日からになっている。

請求期間当時の給料明細書と源泉徴収票を提出するので、年金額に反映しなくても事実に即した被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主の陳述及び平成15年の源泉徴収票により、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、報酬が支払われていたことが確認できる。

また、請求者が請求期間に支払を受けていた報酬月額に見合う標準報酬月額は、資格取得時の標準報酬月額の決定に係る年金事務所の回答から20万円であると認められる。

一方、事業主は、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨を回答している上、請求者が提出した給料明細書からも請求期間の保険料が控除されていなかったことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、平成15年9月22日であると認められ、平成15年9月から同年12月までの標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500156 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500092 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月28日から同年3月1日に訂正し、平成7年2月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

平成7年2月28日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年2月28日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和21年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年2月28日から同年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社において、平成7年2月28日に資格喪失となっているが、私は同日まで勤務していたので、資格喪失日は平成7年3月1日となるはずである。

請求期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

当時の事業主及び複数の同僚の陳述から、請求者が、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

そして、請求者が提出した給与明細書により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが必要である。

一方、A社は、当初、平成7年2月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、請求期間においては適用事業所としての記録がなかった（現在は、適用事業所でなくなった日は、平成7年3月1日と記録されている。）。しかし、同社の商業登記簿謄本によると、同社は請求期間において解散・閉鎖されておらず、法人格を有していたことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は、平成7年2月28日から同年3月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、厚生年金保険料を納

付したか否かは不明と回答しているが、平成7年2月28日から同年3月1日までの期間において、A社は厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、事業主から厚生年金保険適用事業所全喪届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成7年2月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500148 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500090 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 48 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 17 年 12 月

② 平成 18 年 12 月

A社より支払を受けた平成 17 年 12 月及び平成 18 年 12 月の賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず記録されていない。

請求期間について、厚生年金保険の標準賞与額を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②について、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたと主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②に係る賞与明細書等を所持しておらず、当該期間の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、A社へ賞与支給及び厚生年金保険料控除について照会したものの、回答を得ることができず、請求者に係る給与関係資料を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。